

認可外保育施設設置者 殿

東京都福祉局子供・子育て支援部
認証・認可外保育施設担当課長
平川 祥子
(公印省略)

認可外保育施設の運営状況報告について

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条第1項及び第59条の2の5並びに認可外保育施設に対する指導監督要綱(昭和57年6月15日付56福児母第990号)第7条の規定に基づき、下記のとおり御報告ください。

記

1 報告形式

下記いずれかの形式により報告してください。

- (1) 電子報告(東京共同電子申請・届出サービスでの提出)
- (2) 書面報告

※メールによる提出は受付できません。

※報告形式の併用はできません。(提出書類の一部を電子報告、一部を書面報告は不可)

2 提出書類

別紙「提出書類一覧」のとおり

3 提出先

(1) 電子報告の場合

東京共同電子申請・届出サービス URL (令和5年10月2日(月曜日)午前9時 受付開始)

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/navi/procInfo.do?govCode=13000&procCode=11001256>

※「東京共同電子申請・届出サービス」の操作方法については、別添「認可外保育施設運営状況報告 電子報告の手引き」を参照してください。

(2) 書面報告の場合

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都福祉局 子供・子育て支援部 保育支援課 民間保育援助担当

4 報告の基準日

報告にあたっては、令和5年10月1日(日曜日)を基準日とします。ただし、休業日等のため当該基準日に運営しなかった場合は、直後に運営した日を基準日としてください。

5 報告期限

令和5年11月2日(木曜日)必着

6 その他

(1) 変更事項の届出について

下記アからエに掲げる届出事項に変更が生じた場合は、別途、認可外保育施設事業内容等変更届（別記第2号様式）により速やかに届け出てください。

- ア 施設の名称及び所在地
- イ 設置者の氏名（名称）及び住所（所在地）
- ウ 管理者（施設長）の氏名及び住所
- エ 建物その他の設備の規模及び構造

(2) 休止中又は廃止済の施設について

令和5年10月1日時点で休止中又は廃止済の施設からの報告は不要です。ただし、認可外保育施設休止・廃止届（別記第3号様式）が未届の場合は速やかに届け出てください。

(3) その他

必要な様式等がメールで受信できない場合は、都ホームページからダウンロードしてください。
(https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/todoke-hokoku/ninkagai_youshiki.html)

【問合せ先】

東京都福祉局子供・子育て支援部

保育支援課 民間保育援助担当

電話 03-5320-4131

メール ninkagaihoiku@section.metro.tokyo.jp

提出書類一覧

(1) 電子報告の場合

下表の書類を「東京共同電子申請・届出サービス」に添付してください。

※「東京共同電子申請・届出サービス」の操作方法については、「認可外保育施設運営状況報告電子報告の手引き」を参照してください。

(2) 書面報告の場合

下表の書類を所定の部数ご提出ください。

※書面報告の場合は、別添「運営状況報告等送付書（書面報告用）」で不足書類がないかご確認のうえ、「運営状況報告等送付書（書面報告用）」を添えてご提出ください。

	提出書類	部数 (書面報告の場合)	(※)
1	運営状況報告（別記第4号様式）・職員名簿	3部	◎
2	配置図（隣接している建物、接道がわかるもの）	3部	◎
3	平面図（保育室の有効面積、出入口、避難経路を記入すること）	3部	◎
4	シフト表	3部	◎
5	有資格者（保育士、看護師等）の資格が確認できる書類の写し	1部	◎
6	研修受講証の写し（※1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設は必須）	1部	○
7	入所児童に関する保険の契約書類（保険証書）の写し	1部	○
8	料金表	1部	○
9	パンフレット、しおり	1部	○
10	企業主導型保育事業助成決定通知書（助成決定を受けている場合のみ）	1部	○

※「◎」：必須

「○」：提出できる場合のみ

(参考)

保育を行うことを目的とする施設の運営に対する指導監督について

1 都道府県知事の行う指導監督の趣旨

児童の安全確保等の観点から、都道府県知事は、保育を行うことを目的とする施設の運営(児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等)に対して、運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

2 法的根拠

認可外保育施設についても、児童福祉法に基づき、都道府県知事が必要と認める事項の報告や職員による立入調査や質問に協力いただくこととなっています。(児童福祉法第59条第1項、第59条の2の5)

正当な理由がないのに報告をしないこと、虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は、罰則が適用されます。(児童福祉法第62条第7号)

3 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、都道府県知事は、別に定められた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行います。

児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告を行い、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができると規定されています。(児童福祉法第59条第3項～第6項)

4 改善措置

施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

なお、消防部局、衛生主管部局等においても、消防法、食品衛生法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの部局から指導を受けた場合には、これに従って改善措置をとる必要があることにも留意してください。

5 その他

次のような事例が生じた場合については、速やかに都まで御報告ください。

- (1) 責任の所在の如何を問わず、施設の管理下において重大な事故が生じた場合(死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等)
- (2) 当該施設に24時間、かつ、週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合

※詳細は「認可外保育施設に対する指導監督要綱」を御覧ください(ホームページに掲載しています)。

ホームページアドレス

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/shidoukantoku-kijun/index.html>